

学校施設の利用者各位

## 学校施設使用再開に際してのお願い

学校施設使用につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国・都の対応方針やロードマップ等を踏まえた対策を行った上で再開いたします。ご利用の皆さまには、以下の「使用要件」及び「利用時の注意事項」をお守りいただき、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてのご利用をお願いいたします。

なお、「使用要件」及び「利用時の注意事項」を守りいただけない場合は、学校施設使用の承認を取り消させていただくことがございますので、ご承知おきください。

### 1. 使用要件

- (1) お互いの間隔をできるだけ2m（最低1m）確保できること
  - (2) 近距離での会話や大声での発声、歌唱をしないこと
  - (3) 調理や飲食を伴う利用（熱中症予防のための水分補給を除く）でないこと
  - (4) 定期的に換気（機械換気を含む）ができる状態であること
  - (5) マスクの着用を徹底（競技中は可能な範囲で）すること
- ※ (1)～(5)のいずれかの使用要件を満たせないと判断した場合は、利用できません。

### 2. 利用時の注意事項

- (1) 当日の利用前に体温を測定し、発熱の有無を確認すること
- (2) 以下に該当する方は、学校施設を利用しないこと
  - ・発熱（原則37.0℃以上）している方
  - ・体調がすぐれない方（例：咳、風邪の症状、咽頭痛、味覚障害）
  - ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた人がいる方
  - ・入国制限・観察期間等がある国・地域から2週間以内に帰国された方又は当該者と濃厚接触した方
- (3) マスクを持参し着用をすること。着用しない方の利用はできません。なお、競技中は可能な範囲で着用し、熱中症には十分ご注意ください。
- (4) 利用者同士の距離は、できるだけ2m以上（最低1m）あけること
- (5) 近距離での会話をはじめ、発声、歌唱、管楽器演奏等をしないこと
- (6) 使用中は、定期的な換気を行うこと
- (7) 利用者は、使用した器具やスイッチ等の消毒・清掃作業を行い、消毒・清掃作業終了の報告をすること（消毒・清掃用具は教育委員会が準備します）
- (8) 利用者代表は、当日の利用者名簿を作成し、少なくとも一か月は保管すること
- (9) 使用后2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに文京区教育委員会に報告すること
- (10) 感染防止のために学校が求めるその他の措置について遵守すること